

(高崎市)

介護予防・日常生活支援総合事業
第一号通所事業契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 緑陽会
主たる事務所の所在地	〒370-2456 群馬県富岡市上小林47番地
代表者（職名・氏名）	理事長 南雲 敏彦
設立年月日	平成 2年 9月 5日
電話番号	0274-60-2811

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	デイサービスセンターめぐみ	
サービスの種類	第一号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）	
事業所の所在地	〒370-2107 高崎市吉井町池1161番地1	
電話番号	027-386-0222	
指定年月日・事業所番号	令和 2年 4月 1日	1070207046
実施単位・利用定員	1単位	定員25人
通常の事業の実施地域	高崎市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、第一号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第一号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、日曜日及び1月1日から1月3日までを除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前8時30分から午後4時00分まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	人数
生活相談員	1名以上
看護職員	1名以上
介護職員	3名以上
機能訓練指導員	1名以上

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（生活相談員）及びその管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員 内田 仁、 富岡 学
管理責任者の氏名	管理者 内田 仁

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割・3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第一号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）の利用料

【基本部分：介護予防通所介護相当】

利用者の要介護度	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
事業対象者 要支援1	18,465円（1月につき）	1,846円	3,692円	5,538円
事業対象者 要支援2	37,187円（1月につき）	3,718円	7,436円	11,154円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	基本利用料		加算額		
			利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
科学的介護推進体制加算	410円		41円	82円	123円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	事業対象者 要支援1	903円	90円	180円	271円
	事業対象者 要支援2	1,807円	181円	361円	542円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	事業対象者 要支援1	739円	74円	148円	222円
	事業対象者 要支援2	1,478円	148円	296円	443円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	事業対象者 要支援1	246円	25円	50円	74円
	事業対象者 要支援2	493円	50円	99円	148円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	9.2%	基本サービス及び加算の合計金額に1000分の92を乗じて得た金額			
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	9.0%	基本サービス及び加算の合計金額に1000分の90を乗じて得た金額			
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	8.0%	基本サービス及び加算の合計金額に1000分の80を乗じて得た金額			
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	6.4%	基本サービス及び加算の合計金額に1000分の64を乗じて得た金額			

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	要介護度	減算額
同一建物減算	要支援1	376円
	要支援2	752円

(2) その他の費用

食費	550円(おやつ代含)(今後、消費税法が変更した場合は、改定することがある。)
おむつ代	おむつ代103円、パット25円、リハビリパンツ206円(今後、消費税法が変更した場合は、改定することがある。)
送迎費	通常実施地域外20円/km
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など)について、費用の実費をいただきます。

(3) 支払い方法

上記(1)、(2)の利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた都度、差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
現金払い	サービスを利用した月の翌月の10日に請求書を出し、20日までに、現金または、口座振替でのお支払いをお願い致します。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄) 電話番号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び高崎市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 027-386-0222 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	高崎市介護保険担当課	電話番号 027-321-1111
	群馬県国民健康保険団体連合会	電話番号 027-290-1323

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 住所 高崎市吉井町池 1 1 6 1 番地 1
事業者（法人名） 社会法人 緑陽会
 デイサービスセンターめぐみ
代表者職・氏名 理事長 南雲 敏彦 印
説明者氏名 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 住所
 氏 名 印

署名代行者（又は法定代理人）
 住 所
 本人との続柄
 氏 名 印

立会人 住所
 氏 名 印